



農委だより ところざわ

第94号

令和 8 年 1 月

今月の紙面

農地の手続き、忘れていませんか?..... 2 ページ

農業委員会の委員の募集が始まります... 3 ページ

重要なお知らせ..... 4 ページ

●農地のことは農業委員会へ...

農地法による許可申請の受付締切は **毎月 10 日** です。

発行：所沢市農業委員会 所沢市並木一丁目 1 番地の 1 ☎04-2998-9264



市内農地の利用状況を調査しましたー農地利用状況調査ー

農業委員会は、令和 7 年 7 月 28 日から 8 月 29 日にかけて市内農地の利用状況調査を実施しました。この調査は、農地が遊休化または遊休化のおそれがないかを確認するため毎年実施しています。

調査の結果、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または「農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地」は、所有者等に対して適正管理するよう促すとともに、農地法に基づく「利用意向調査」を実施します。利用意向調査は、農地の今後の利用方法として、「農地中間管理

事業を利用する」「自ら耕作する」

「所有権の移転や貸借権を設定する」などの意向を伺うものです。

荒れてしまった農地を元に戻すのは時間も労力もかかります。農地の適正管理に皆様のご理解とご協力をお願いします。

※利用意向調査から 6 カ月を経過後、意向どおりの対応がない場合や意向の表明がない場合は、「農地中間管理機構との協議」を勧告することになります。協議の勧告を受けた農地は、相続税の納税猶予が打ち切られ猶予税額に加えて利子税を納付する必要があります。

農地の手続き、忘れていませんか？

農地の売買、貸し借り、転用をする場合は、農地法等に基づく手続きが必要です。ご自身が所有する土地であっても、手続きをしないまま他人に売却したり、資材置場や駐車場にしたりすることはできません。次の場合は、農業委員会にご相談ください。

①農地を農地のまま
売買・貸し借りしたい

②農地を相続した
※令和6年4月1日から、
相続登記の申請が義務化
されました。

③農地を駐車場や資材
置場、住宅など、耕作の
目的以外で利用したい
(農地転用)

法令上の手続きをせずに農地転用を行った場合「違反転用」となり、工事の中止や原状回復命令などがなされる場合があります。農地転用の計画がある際は、必ず農業委員会に事前相談をしてください。

また、以前から農地以外の別の用途で使われている土地であっても、実際は転用手続きが済んでおらず、違反転用となっている場合があります。相続のタイミングで発覚し、相続人が対応に苦慮する事例も発生していますので、登記地目が畑や田となっている土地は、毎年5月中旬に届く固定資産税納税通知書や、登記事項証明書（土地）で農地転用の手続きが済んでいるかご確認をお願いします。

(転用履歴は農業委員会事務局でも確認ができます。)

営農意向及び実態調査～調査票提出のお願い～

農業委員会では毎年、営農面積が10a以上の農地所有者及び耕作者の方へ「営農意向及び実態調査」を実施しています。

本調査では、農地に関する今後の意向や年間の農業従事日数、世帯で農業を担う方がいるかなどをお伺いします。調査結果は、地域計画策定の基礎資料となるなど、大変重要な調査です。調査票に記入し、同封の返信用封筒で郵送、または農業委員会事務局に提出してください。

農地からの土砂流出 防止対策にご協力ください

昨今のゲリラ豪雨や台風の影響により、農地に面した市道や宅地部分に土砂が流出してしまい、歩行者や自転車の通行が困難になってしまっているなどの事案が発生しています。

農地の土は所有者や耕作者の財産ですので、ご自身の財産を守るためにも、また、近隣住民への影響も考えられますことから、土留めを設置するなどの土砂の流出を防止する対策にご協力をお願いします。

また、冬の時期は乾燥や季節風が強くなるため、農地から土ぼこりが発生しやすくなります。良質な土の飛散を防ぐためにも、散水や緑肥作物の播種（はしゅ）、防砂ネットの活用など、畑の土が風で削られることのないように対策をお願いします。

農業者年金で安心で豊かな老後を！

農 業 者 年 金 基 金

- ◆20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事されている方が加入できます。国民年金の任意加入被保険者の場合、65歳未満まで加入できます。
- ◆保険料は、月額20,000円から67,000円までの1,000円単位で自由に設定でき、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ◆農業者年金は生涯受け取ることができ、公的年金等控除の対象となります。
- ◆80歳前に死亡した場合も、80歳まで受け取れることになっていた農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

農業者年金の加入申し込みやご相談は、お近くのJAまたは農業委員会までご連絡ください。

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

農業委員会の委員の募集が始まります

現在の農業委員、農地利用最適化推進委員は令和8年7月19日をもって任期が満了となります。次期委員の改選に向けて、1月7日（水）から委員の募集を開始します。

■主な業務と職務内容

農業委員会は農地法などで定められた法令業務として、農地の権利移動に関する審議や、担い手への農地の集積・集約や遊休農地の発生防止・解消といった農地等の利用の最適化に向けた活動など、地域の農業を守り、農地の利活用を進める活動を行います。

○農業委員

例月で開催される農業委員会の会議（総会）に出席し、農地法や他法令に基づく、農地の権利移動や農地転用に係る許可等に関して審議を行うとともに、関連した現地調査を行います。

○農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化を推進するための審議・協議や、担当する区域で農業委員と連携しながら現地活動を行います。

■募集について

募集期間：令和8年1月7日（水）～
2月13日（金）

任 期：令和8年7月20日～
（農地利用最適化推進委員は委嘱日）
令和11年7月19日（3年間）

募集人数：農業委員：17人

農地利用最適化推進委員：12人

応募方法：農業振興課または農業委員会事務局
に提出または郵送。

◎詳細は募集要項をご覧ください。

（農業振興課（別館）、農業委員会事務局（本庁舎5階）で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

農業委員



農地利用最適化
推進委員



問い合わせ 農業委員会事務局
（☎2998-9264）

農地の有効活用を推進！！ 農地サポート事業

農地サポート事業は、農地の所有者から貸付け・売却を希望する農地の登録を受け、借受け・購入を希望する農業者に農地の流動化を図ります。

農地の借受け・購入希望があった際は、農業委員会から所有者に連絡をします。所有者の氏名、連絡先等は公開しないため、登録したことで農業者から直接連絡を受けることはありません。登録は随時受付を行っていますので、お気軽にご相談ください。

※借受けまたは購入者が決まるまでの間は、引き続き所有者が農地を管理する必要があります。

問い合わせ 農業委員会事務局
（☎2998-9264）

まだまだ使える！農機具のフル活用術 農業機械情報登録事業

使わなくなった農業機械等の情報を登録していただき、必要としている方に取り次ぐ事業を実施しています。農業機械等を有効利用するとともに、機械を必要とする農業者を支援します。農業機械や資材を無料または安価で譲っていただけの方は、ご連絡ください。

◎詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 農業委員会事務局
（☎2998-9264）



農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

全国農業新聞

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月 700 円（送料・税込）
- 申込み：農業委員会事務局へ

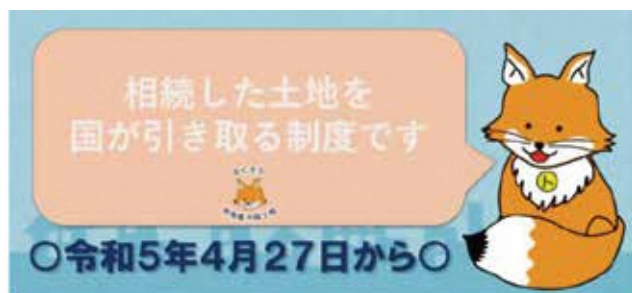
相続土地国庫帰属制度のご案内

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」を発生することを予防するため、相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

申請には事前相談が必要となり、要件や負担金等が定められています。

◎詳細は法務省ホームページをご覧ください。



早期発見・早期治療が大切です 国民健康保険 特定健康診査のご案内

- 対 象 40歳～74歳までの所沢市国民健康保険に加入している方
- 受 診 期 限 令和8年2月28日まで
- 受診医療機関 市内協力医療機関100カ所以上
- 検 査 項 目 問診・診察、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査など
- 自己負担額 800円
- 追加可能項目 胸部X線検査（200円）
大腸がん検診（500円）

◎詳細は市から送付した受診券一式（黄色い封筒で郵送）または市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 国民健康保険課
（☎2998-9131）



おやさい募集！ 作物を提供していただけませんか？

地域のこどもたちに食事や居場所を提供する「こども食堂」、生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に食品を無料提供する「フードパントリー」では、野菜が不足しています。身近で活動をしている「こども食堂」「フードパントリー」にぜひご協力ください。

◎詳細は所沢市社会福祉協議会ホームページ、二次元コードからお近くの団体にお問い合わせください。

問い合わせ
所沢市社会福祉協議会
地域福祉推進課
（☎2925-0041）



農薬の使用は適切に

農薬は病虫害の防除に有効な手段ですが、周囲に飛散（ドリフト）することで、隣接する作物への残留、本人や家族、近隣住民の健康に影響を及ぼすなど、思わぬ問題を引き起こす場合があります。農薬使用の際は、天候や時間帯に配慮するなど安全対策を十分に行ってください。

問い合わせ 農業振興課
（☎2998-9158）

ところざわほっとメールで情報発信中

所沢市では、市政情報をご登録いただいたスマートフォンやパソコンにお届けするメール配信サービスを行っています。

防災・防犯情報をはじめ、「農業者向け情報」として農業関連の補助事業やイベント情報を配信しています。二次元コードを読み取り、空メールを送信すると、届いたメールに書かれているURLをタップして登録手続きを行ってください。

「農業者向け情報」
問い合わせ 農業振興課
（☎2998-9158）



「もっと可能性が広がる」



所沢市は
2030年に中核市へ